

# 事例 9

## 《学習の遅れや障害があるため、 就労できるのか不安である》

令和 3 年 2 月 1 1 日  
静岡県慢性疾病児童等自立支援員  
両立支援コーディネーター  
静岡県立こども病院 MSW  
城 戸 貴 史

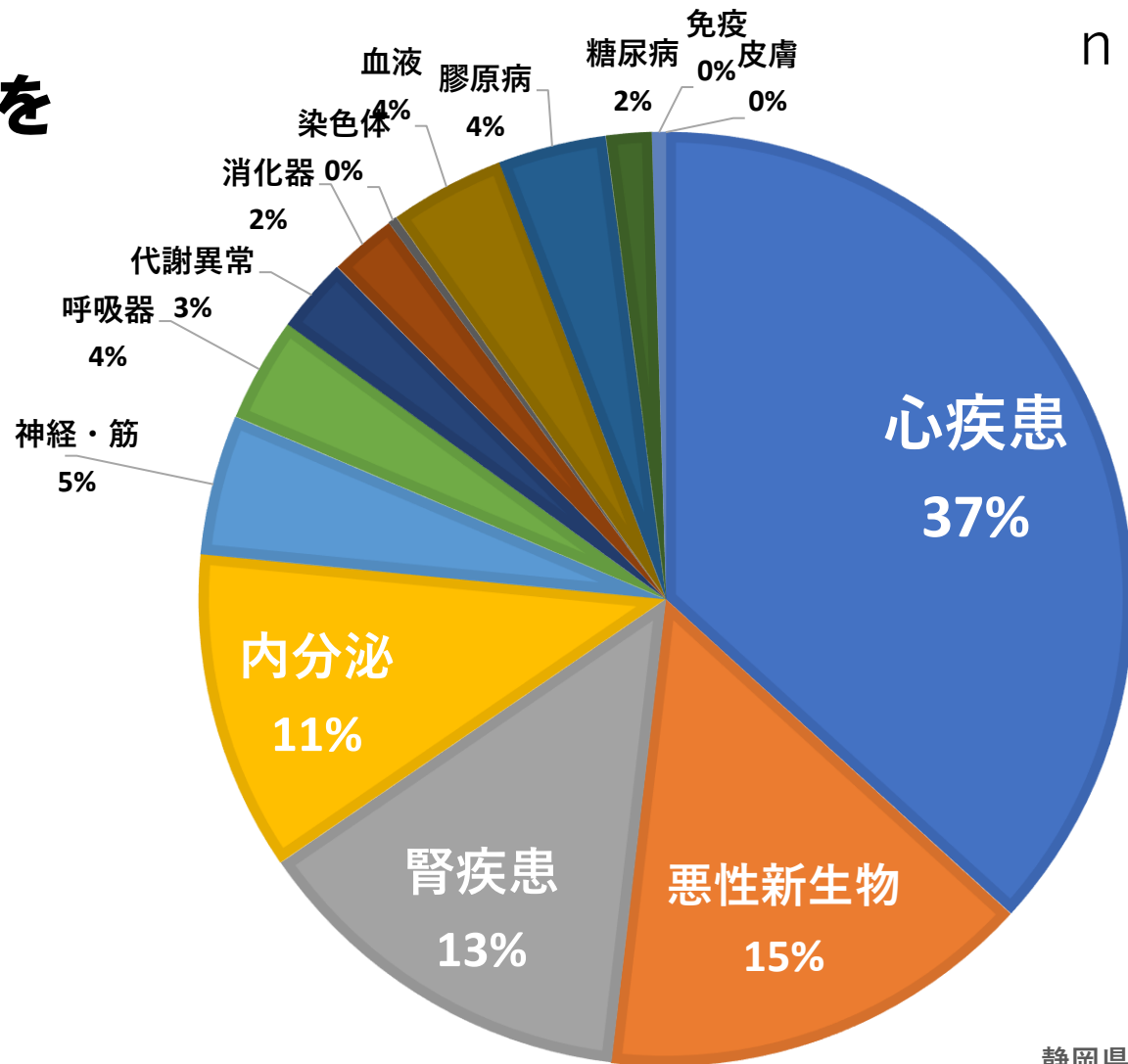
# 静岡県小慢自立支援員の活動



**静岡県立こども病院(全国6番目)  
1977(昭和52)年4月開設(そろそろ44歳)**

# 相談実績から 小慢対象のみを ピックアップ

n = 1901



2018年度  
静岡県立こども病院年報

## あらゆる小慢のこどもとその家族 の相談と支援を経験することができる

**静岡県=人口第10位(363.8万人)  
=全国13/47番目の大きさ**



**1  
1  
8  
km**

**155km(新幹線6駅分)**

# 小児慢性特定疾病児童自立支援事業

## 【事業の目的・内容】

幼少期から慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童等について、地域による支援の充実により自立促進を図る。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【国庫負担率】 1 / 2 (都道府県・指定都市・中核市 1 / 2)

【根拠条文】 児童福祉法第19条の22、第53条

【予算額】 平成28年度予算額：925,163千円

保健師

MSW

## <必須事業> (第19条の2第1項)

### 相談支援事業



- <相談支援例>
- ・自立に向けた相談支援
  - ・療育相談指導
  - ・巡回相談
  - ・ピアカウンセリング等

### 小児慢性特定疾病児童自立支援員



- <支援例>
- ・関係機関との連絡・調整及び利用者との橋渡し
  - ・患児個人に対し、地域における各種支援策の活用 の提案等

## <任意事業> (第19条の22第2項)

### 療養生活支援事業



- ex  
・レスパイト  
【第19条の22第2項第1号】

### 相互交流支援事業



- ex  
・患児同士の交流  
・ワークショップの開催等  
【第19条の22第2項第2号】

### 就職支援事業



- ex  
・職場体験  
・就労相談会等  
【第19条の22第2項第3号】

### 介護者支援事業



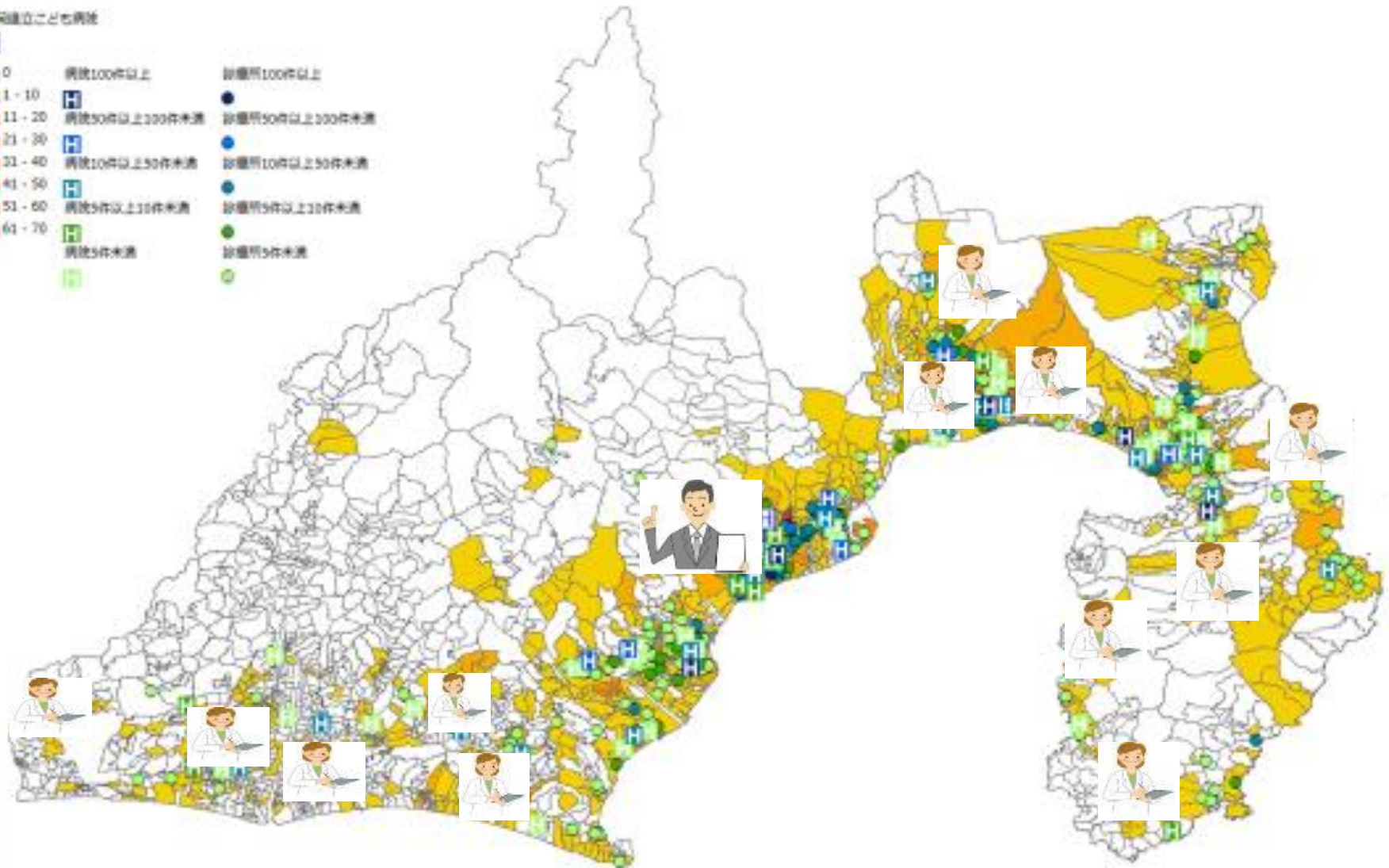
- ex  
・通院の付き添い支援  
・患児のきょうだいへの支援等  
【第19条の22第2項第4号】

### その他の自立支援事業



- ex  
・学習支援  
・身体づくり支援等  
【第19条の22第2項第5号】

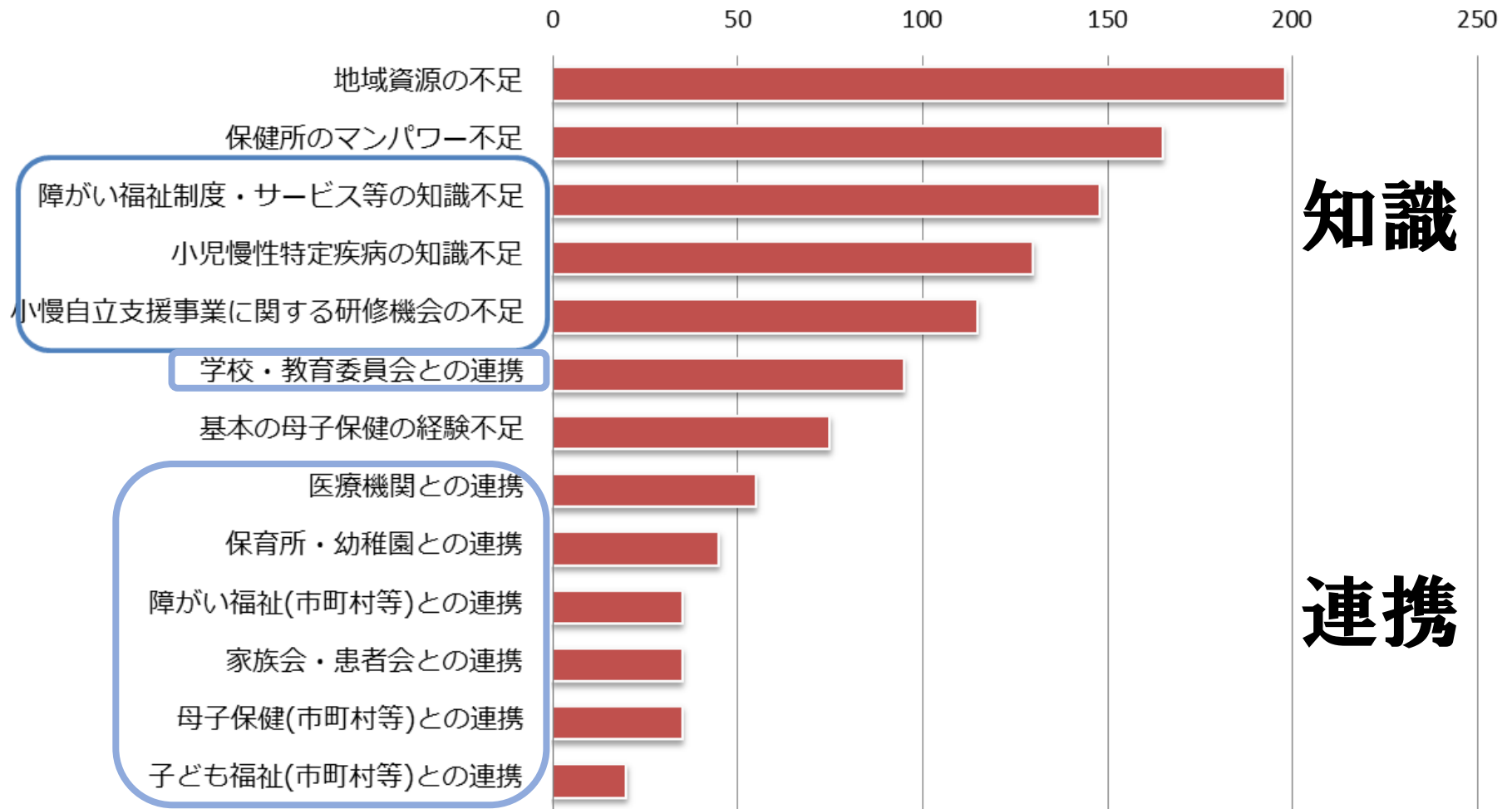
静岡県立こども病院



**県内12か所の保健所との連携**

# 保健所で小児慢性児童等支援を実施してうえでの課題

N=318, 複数回答



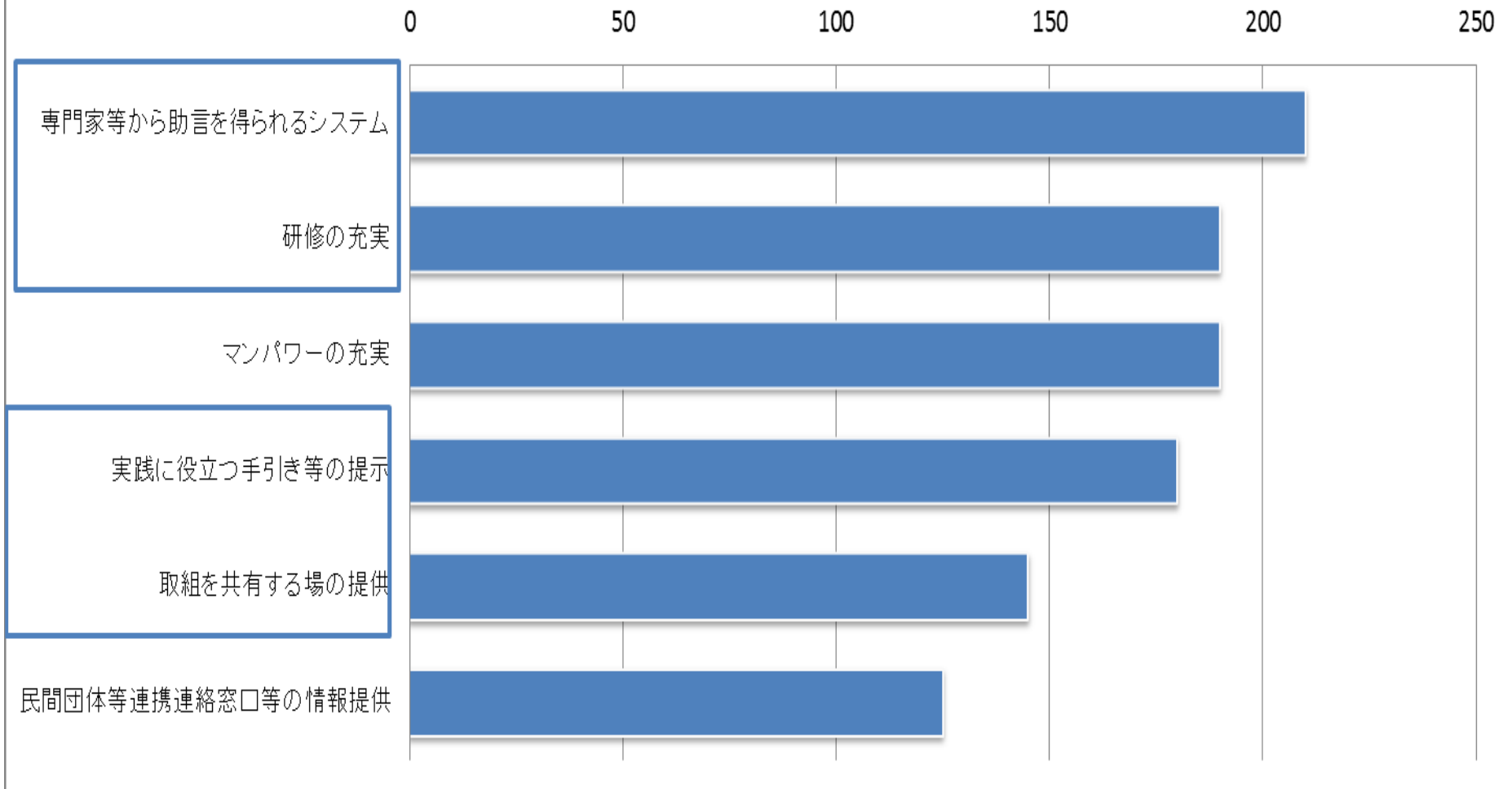
知識

連携

参考:三沢あきこ(京都府山城南保健所) 保健所における小児慢性疾病児童等相談支援等に関する調査研究

# 保健所で小慢児童等支援を実施していくうえで必要なこと

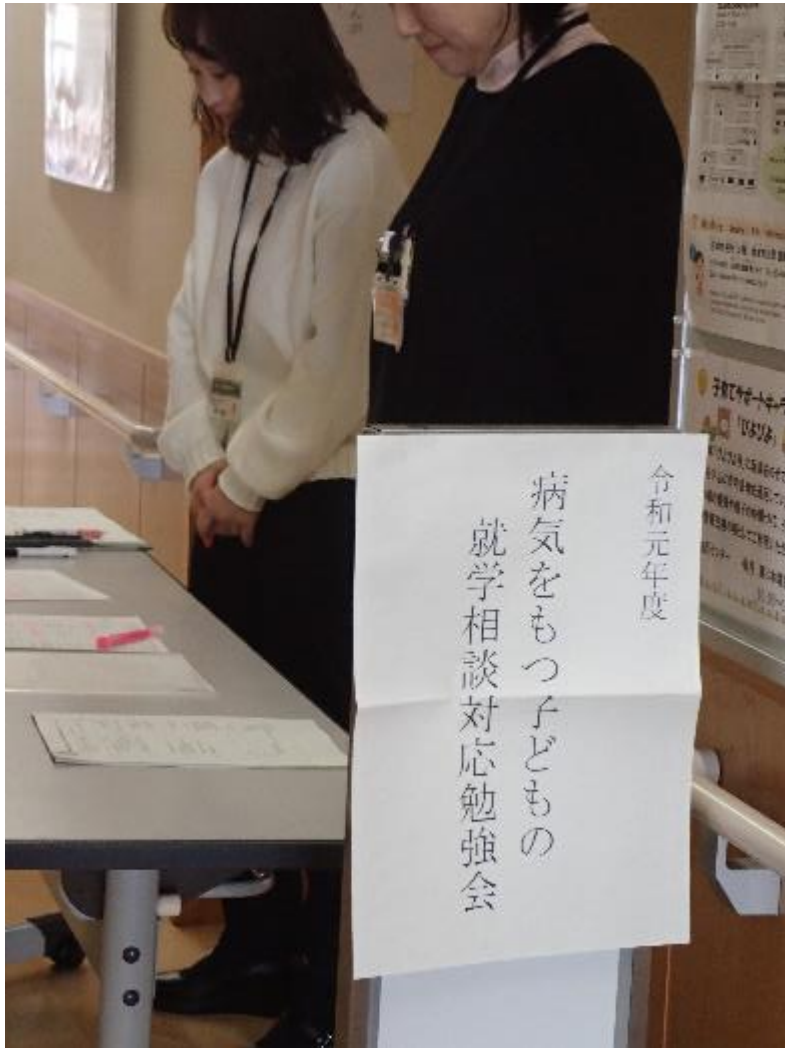
(N=322, 複数回答)



参考:三沢あきこ(京都府山城南保健所) 保健所における  
小児慢性疾病児童等相談支援等に関する調査研究



# 地域のこどもにかかわる専門職向け 勉強会（R1 就学相談）



# 事例提供



## 情報交換



# グループ・ディスカッション (市町村単位)

顔の見える  
連携構築へ



# 地域の専門職向け勉強会 (R2 就労支援)



静岡労働局  
障害者雇用担当官

障害者就労支援に関する諸制度

～支援者が知っておきたい障害者雇用施策に関する知識～

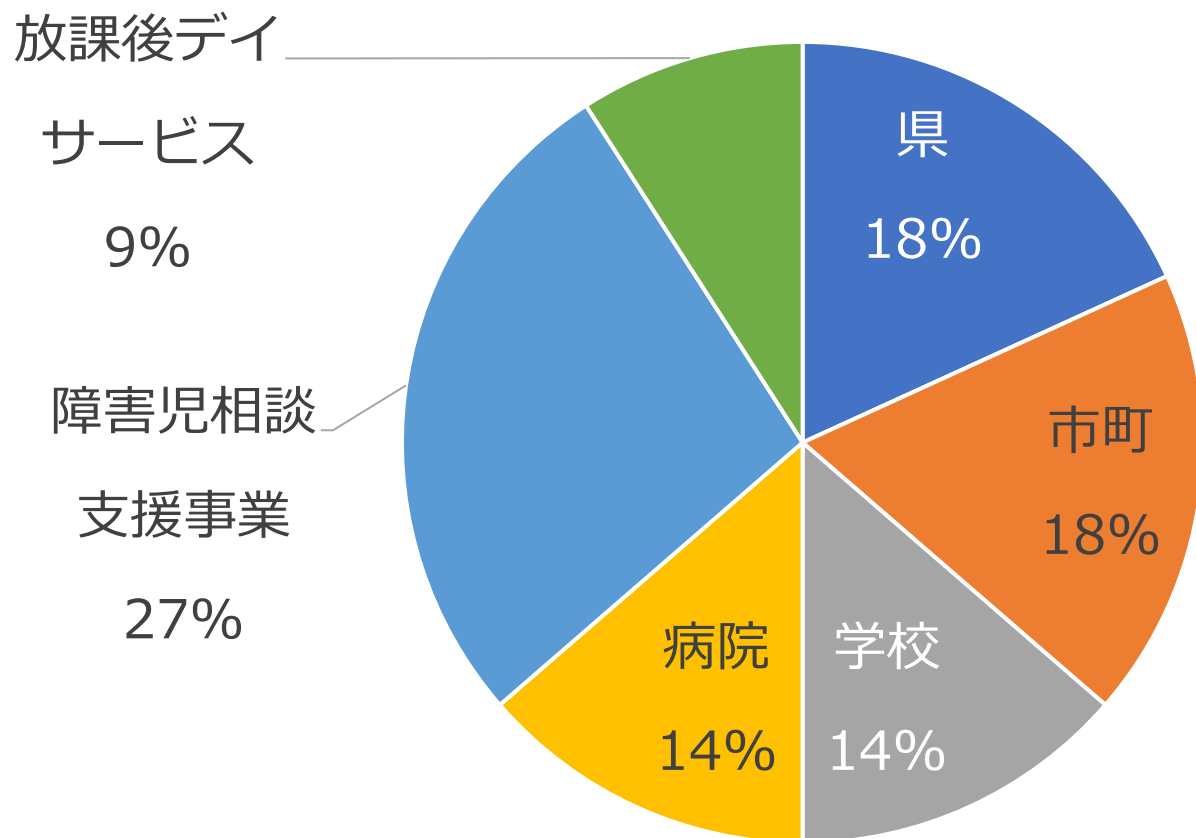
令和2年12月8日



静岡労働局  
職業安定部職業対策課

令和2年度小児慢性特定疾病児童等自立支援事業  
「病気をもつ子どもの相談対応勉強会～就労支援制度を学ぶ～(Web開催)」

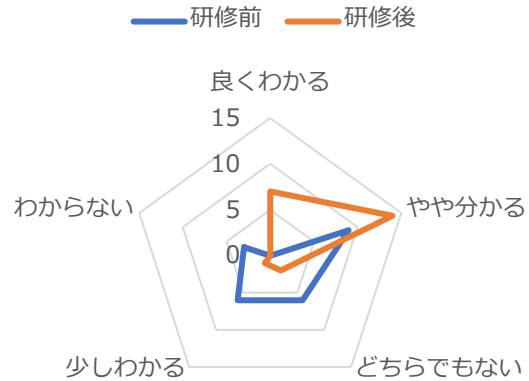
# 参加者内訳



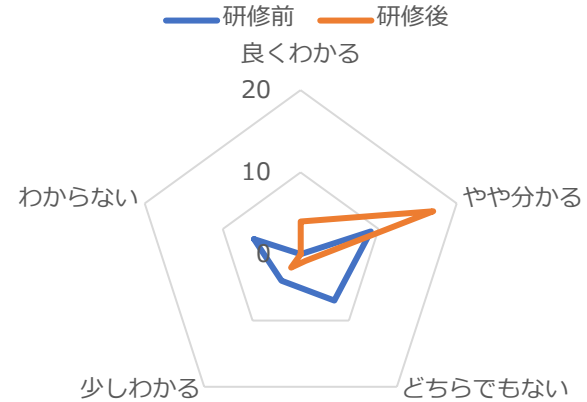
**n=50**

# 勉強会前後の理解度チェック

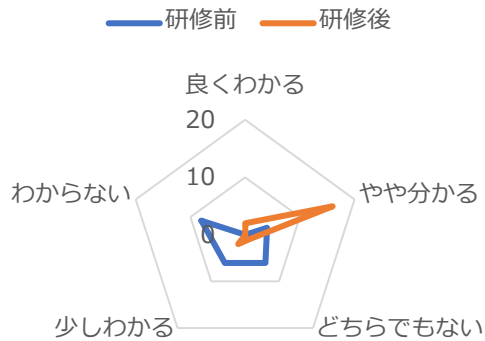
## 障害者雇用の理念が分かる



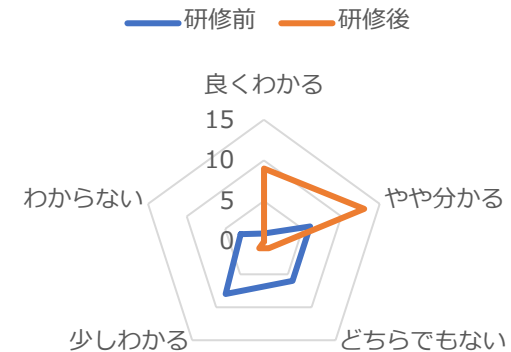
## 障害者雇用促進法の概要が分かる



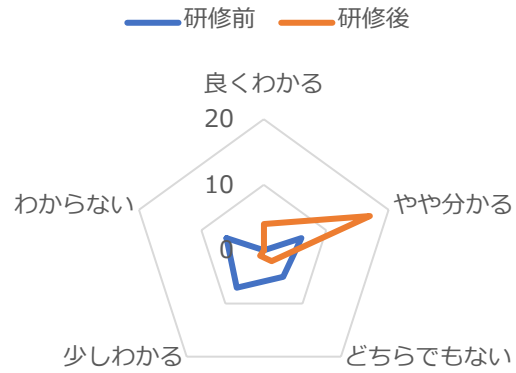
## 職業リハビリテーションの 実施主体が分かる



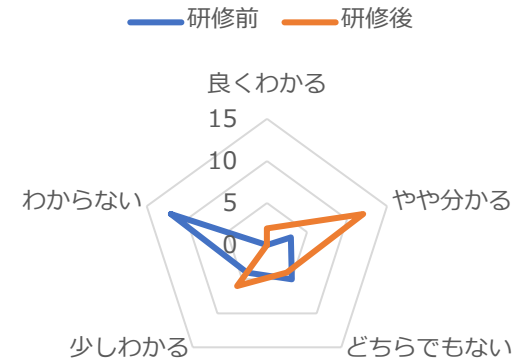
## 雇用分野における「障害者」 の範囲が分かる



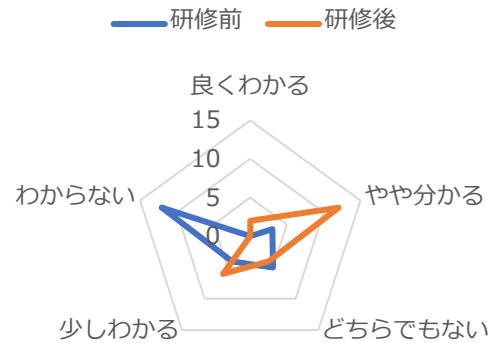
## ハローワークでの障害者支援 の取り組みが分かる



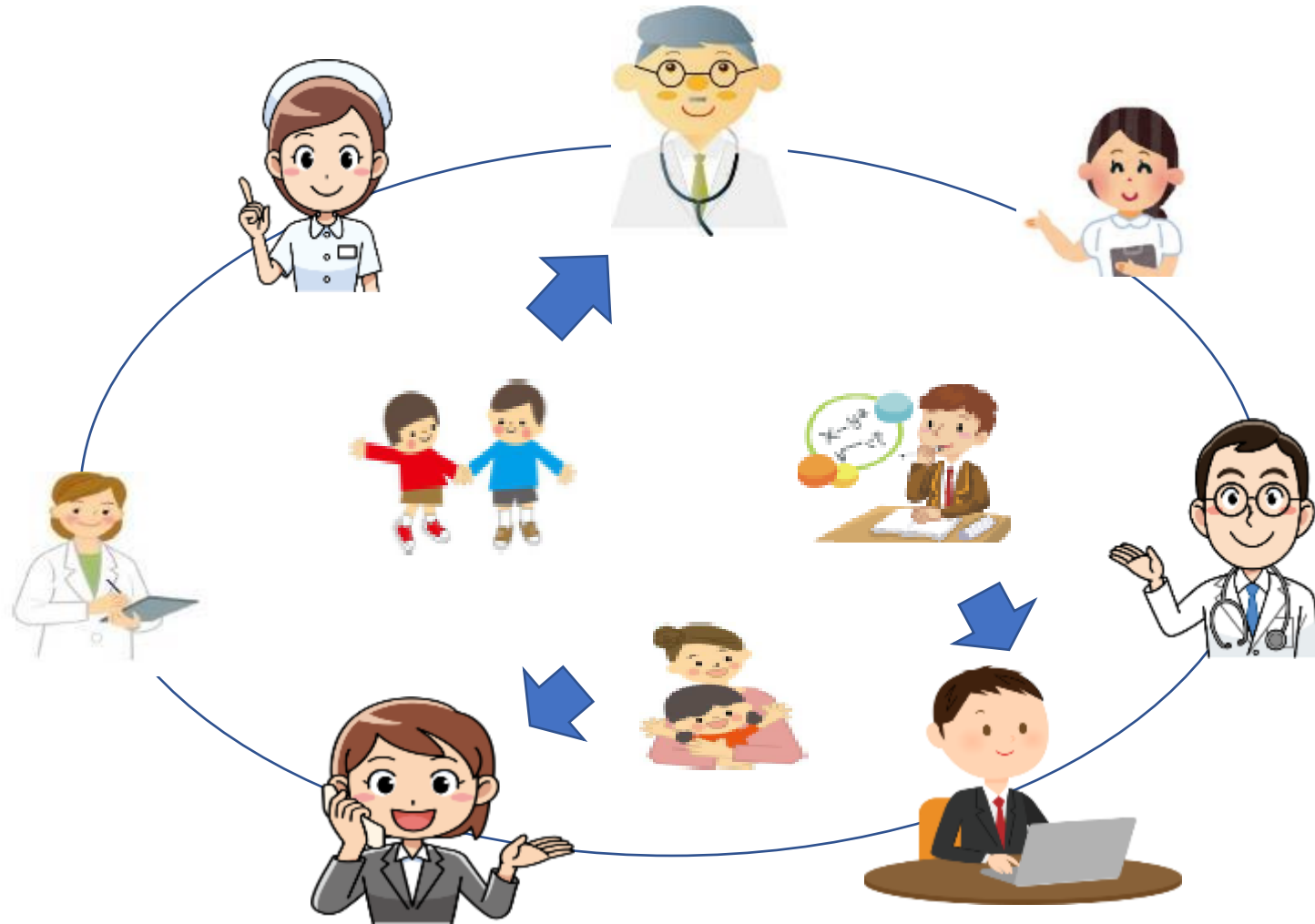
## 難病患者に対する雇用支援 対策が分かる



## 障害者就業・生活支援センターの 役割がわかる



# 病気のこどもとその家族を支援するための

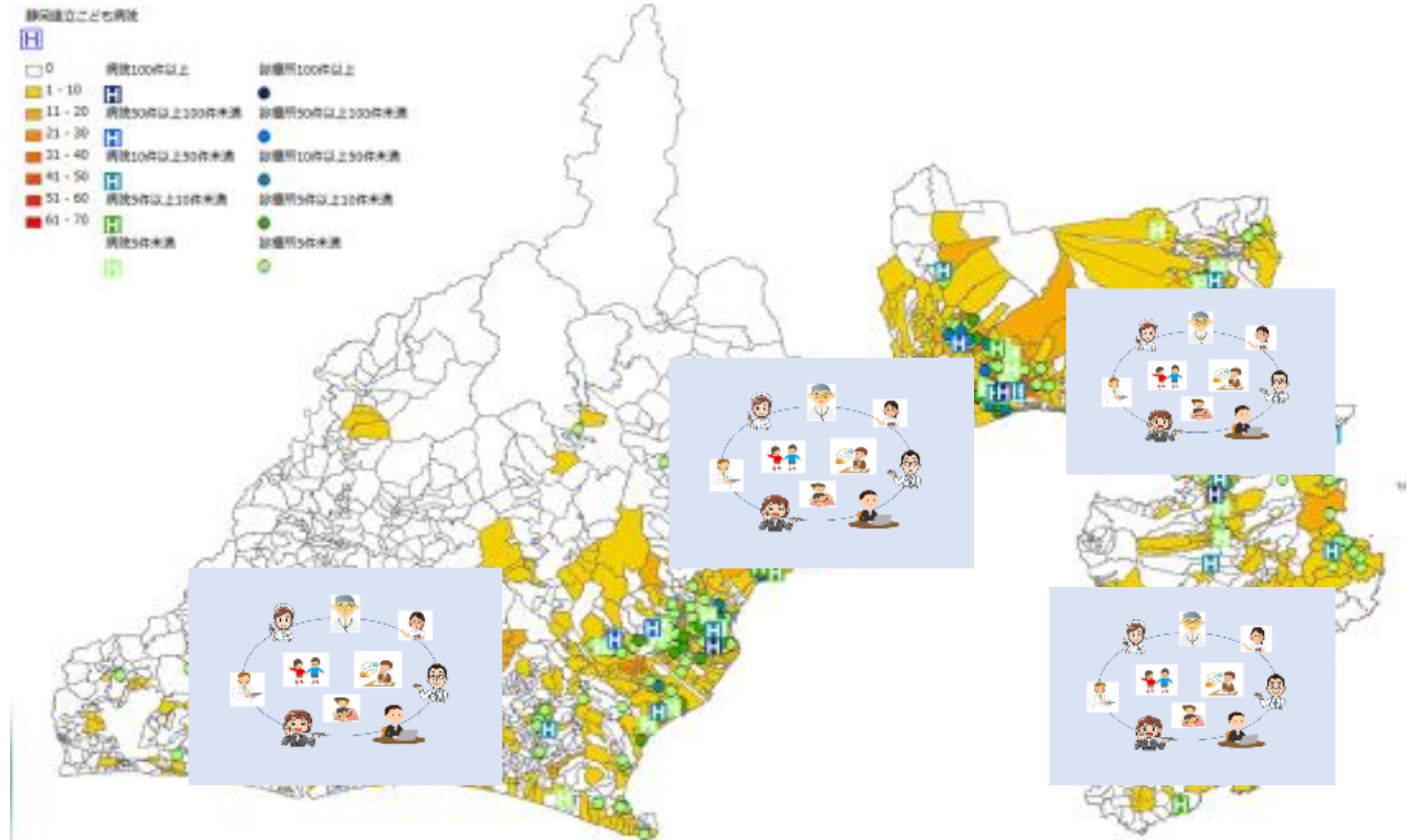


**知識向上**

**顔の見える連携**



# 病気のこどもとその家族を支援するための

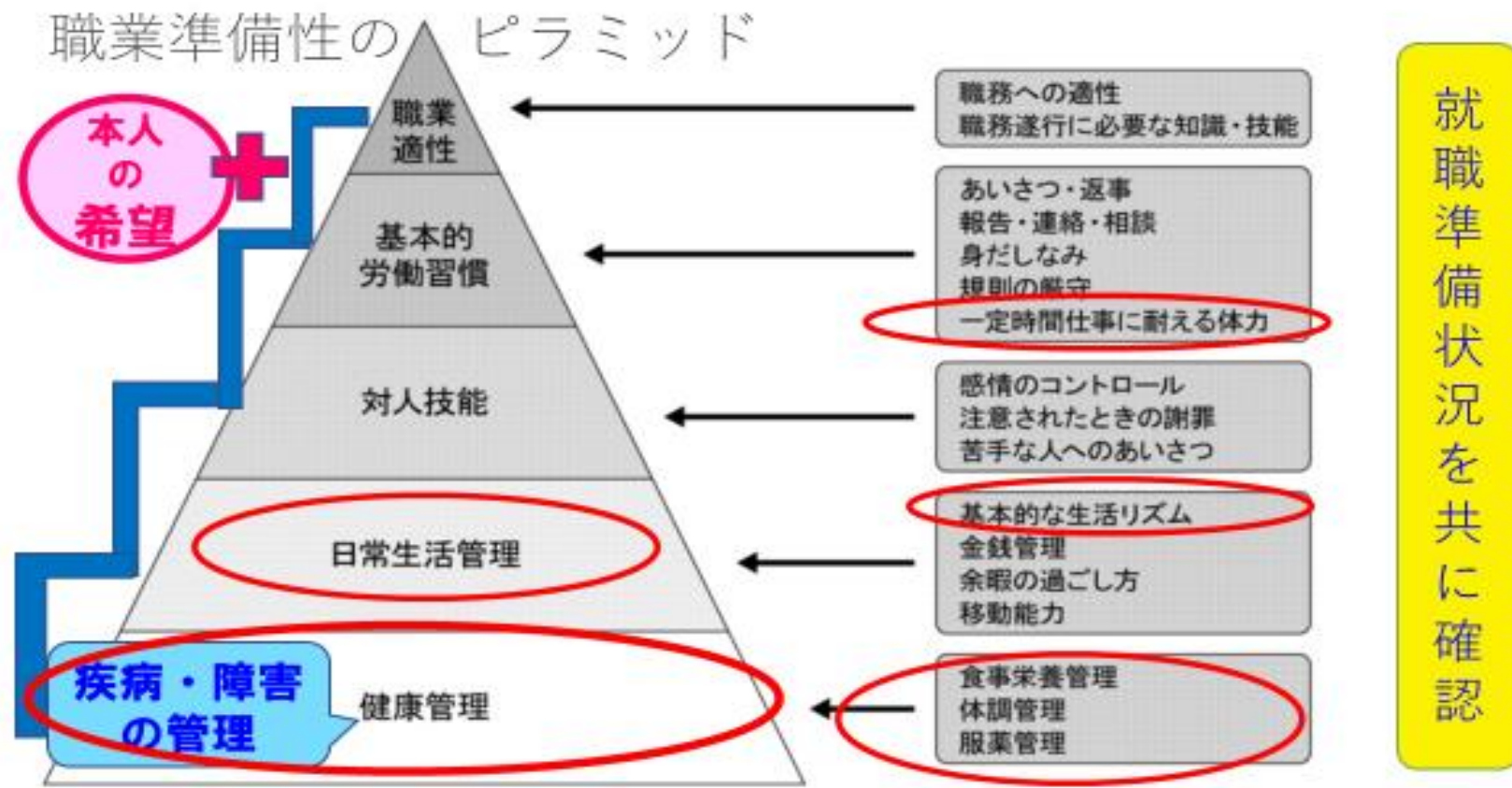


つなぐ支援の発展へ

## 《学習の遅れや障害があるため、就労できるのか不安である。》 ←

小慢自立支援員は、患者の就労に関する悩みや不安を保護者から聞いたり、患者本人から相談をうけることがある。就労に関する相談を受ける時期は幅広く、必ずしも就職活動中又はその直前の時期とは限らない。患者が幼少の頃、保護者から「将来就職できるのかどうか不安だ」と相談を受けることもある。 ←

就労に関する相談を受けた小慢自立支援員は、患者の希望を傾聴し、様々な就労関連施策を紹介するとともに、患者の「雇用され得る能力（エンプロイアビリティ）」や「職業準備性」に関する自己理解を促すことも必要であろう。 ←



2019年度版 就業支援ハンドブック,  
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

2020年2月8日 小慢成果報告会  
中部大学幼児教育学科 塩之谷真弓先生のご講演資料一部抜粋



# 初期対応

**大事!!**

【初期対応】 ←

- 不安の内容を傾聴しながら、以下について把握する ←
  - 学年・年齢、在学中であれば出席・欠席の状況、学習の遅れの程度、疾病の確認、障害の確認、**障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）**の有無、発達の状況（苦手なことや得意なこと）（発達検査の結果）。 ←
  - 患者自身が、疾病のことや、生活上の制限について、理解していて、他人へ説明できるのか。 ←
  - 就労についての主治医の見解。 ←

## 第8（発達期発症に関する認定）

知的障害児（者）又はその保護者が、規則第4条の規定に基づき療育手帳交付申請書を提出するとき、手帳の交付を受けようとする知的障害児（者）のうち、交付のための判定を実施するときの年齢が18歳以上の者（以下「本人」という。）について、出生から18歳到達までに知的障害があらわれていたこと（以下「発達期発症」という。）を確認するための調査方法及び認定基準は以下によるものとする。

参照：静岡県療育手帳判定要領

# 身体障害認定基準 (呼吸機能障害)

- 1級 . . . 予測肺活量1秒率 (以下、指数) 20以下  
動脈血O<sub>2</sub>分圧 50 Torr以下  
肺移植後、人工呼吸器離脱不能等
- 3級 . . . 指数20~30以下  
動脈血O<sub>2</sub>分圧 50 Torr~60 Torr以下
- 4級 . . . 指数30~40以下  
動脈血O<sub>2</sub>分圧 60 Torr~70 Torr以下

## 修正MRCグレード分類

- ア (激しい運動をした時だけ息切れがある) …非該当
- イ (平坦な道を歩く、緩やかな上り坂を歩く時に息切れ) …4級
- ウ (息切れなため歩くのが遅い、立ち止まることがある) …4級
- エ (数分歩くと息切れのため立ち止まる) …3級
- オ (息切れで家から出れない、着替えでも息切れ) …1級

**ハローワークの仕組み  
を理解する。**



# こども病院としては全国初の ハローワークと契約（H28）

労働局	実施安定所	連携先拠点病院
22 静岡	沼津公共職業安定所	静岡県立静岡がんセンター
	静岡公共職業安定所	静岡済生会総合病院
		静岡県立総合病院
		静岡市立静岡病院
		静岡赤十字病院
		静岡県立こども病院
	浜松公共職業安定所	聖隷三方原病院
		聖隷浜松病院
		浜松医科大学医学部附属病院
		浜松医療センター
	三島公共職業安定所	順天堂大学医学部附属静岡病院
掛川公共職業安定所	中東遠総合医療センター	
磐田公共職業安定所	磐田市立総合病院	
焼津公共職業安定所	藤枝市立総合病院	
23 愛知	名古屋東公共職業安定所	愛知県がんセンター
	名古屋中公共職業安定所	名古屋市立西部医療センター
	豊橋公共職業安定所	豊橋市民病院

## 【支援内容】 ←

### ① 《各種機関・団体の実施している支援策についての情報の提供》 ←

- 公共職業安定所（ハローワーク） ←
  - 新卒応援ハローワーク ←
  - わかものハローワーク ←
  - 障害者ハローワーク ←
    - ◇ 長期療養者就労支援ナビゲーター ←
    - ◇ 難病患者就職サポーター ←
- 障害者就業・生活支援センター ←
- 地域障害者職業センター ←
- 難病相談支援センター ←
- 地域の患者・家族会、小児慢性特定疾病児童等を支援する特定非営利活動法人及びボランティア団体による、就労に関する取組等 ←
- 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用の概要 ←

**小慢⇒難病 障害者手帳  
(※HWでは分からない)**

難病患者就職サポーター

就労支援ナビゲーター



## R 2 学齡期の就労支援について

Q. (高校の先生からの質問)

どんな手順で進めていけば、就労まで辿り着くのかを教えていただきたいです。現在、療育手帳を持っている高2の生徒がいます。

就労希望あり、本人の適正にあった職場が良いと思うが、実際に正規で障害者採用で受け入れている企業（職種）がどこなのかも把握できていません。公務員希望ですが、採用試験は、身体の方と同じ括りで先行されているようなので難しいのではと感じております。

アドバイスお願いします。

## 障害者雇用担当局 鈴木先生からの回答

A.

特別支援学校ではなく、一般の高校に通う療育手帳を持った生徒さんと仮定します。

療育手帳を持っているのに、一般高校に進学した経緯はわかりませんが、卒業後は就労を希望するということであれば、まずは**学校の進路担当の先生に相談してください。**

各ハローワークでは、**年2回、ハローワークの管轄する高校の進路担当の先生を集めた部会**というものを行っていて、そのなかで（学校の）先生に対して、就職等に関連する手続き等の話をしております。特に、**一般高校の中に、障害を持った生徒がいる場合は、早急にハローワークに連絡するよう**に伝えております。

この点では、**ハローワークと学校とで連携しています**ので、まずは学校の進路担当の先生に相談いただいて、らちが明かないようであればハローワークにご相談ください。

（ハローワークから学校に連絡することになると思います。）

一般企業への就職ということであれば、特別支援学校に通っている生徒さんの場合と比較すると厳しい状況もありますので、場合によっては就労系障害福祉サービスを利用し、その後、一般就労するという方法もあると思います。

公的機関については、民間企業と同じで、機関毎に一定の障害者を採用しなければならない義務があります。そのため、各機関とも毎年障害者専用の採用試験を行っています（最近では随時に行っている募集もあります）。以前であれば、身体の障害を中心とした考え方が強かったですが、最近では、知的障害や精神障害といった採用にも取り組むようになってきました。そのため、試験区分等は一つでも障害特性に応じた先行をしていると思いますので、今のうちから情報収集をしてみただくとよいのではないかを思います。

（現在、静岡労働局でも各公的機関に対し、知的障害者、精神障害者の積極的雇用（採用）をするように指導しています。）

# 就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約964万人中、18歳～64歳の在宅者数約377万人

(内訳:身体101.3万人、知的58.0万人、精神217.2万人)

一般就労への  
移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約31.2% 就労系障害福祉サービスの利用が約30.6%
- ② 就労系障害福祉サービスから一般企業への就職は、年々増加し、平成29年度は約1.5万人が一般就労への移行を実現

大学・専修学校への進学等

## 障害福祉サービス

- ・就労移行支援 約 3.3万人
  - ・就労継続支援A型 約 6.9万人
  - ・就労継続支援B型 約24.0万人
- (平成30年3月)

就労系障害福祉サービス  
から一般就労への移行

1,288人/H15	1.0
2,460人/H18	1.9倍
3,293人/H21	2.6倍
4,403人/H22	3.4倍
5,675人/H23	4.4倍
7,717人/H24	6.0倍
10,001人/H25	7.8倍
10,920人/H26	8.5倍
11,928人/H27	9.3倍
13,517人/H28	10.5倍
14,845人/H29	11.5倍

企業等

雇用者数

約56.1万人  
(令和元年6月1日)

\*45.5人以上企業

ハローワークからの  
紹介就職件数

102,318件  
※A型:19,502件  
(平成30年度)

就職

12,906人/年

(うち就労系障害福祉サービス 6,626人)

特別支援学校

卒業生21,657人(平成30年3月卒)

769人/年

就職 6,760人/年

【出典】社会福祉施設等調査、国保連データ、学校基本調査、障害者雇用状況調査、患者調査、生活のしづらさなどに関する調査 等

令和2年度小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

「病気をもつ子どもの相談対応勉強会～就労支援制度を学ぶ～ 鈴木先生の資料から抜粋」

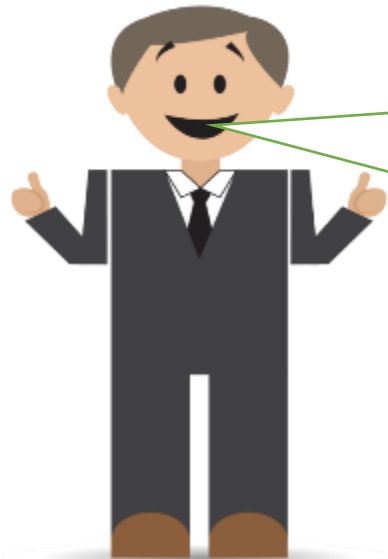
# 本人・家族・学校・HWでカンファをしてみてください



Aさん

呼吸機能障害3級が  
取得できました。

階段の乗降等は難しい状  
態です。デスクワーク等は問  
題ないと医師は判断してい  
ます。



ハローワーク

企業のPC作業等がありま  
す。今月からインターンをし  
ます。

クラスでもムードメーカーで  
す。社交性もあるので、周  
囲とは上手くやれています。



自立支援員

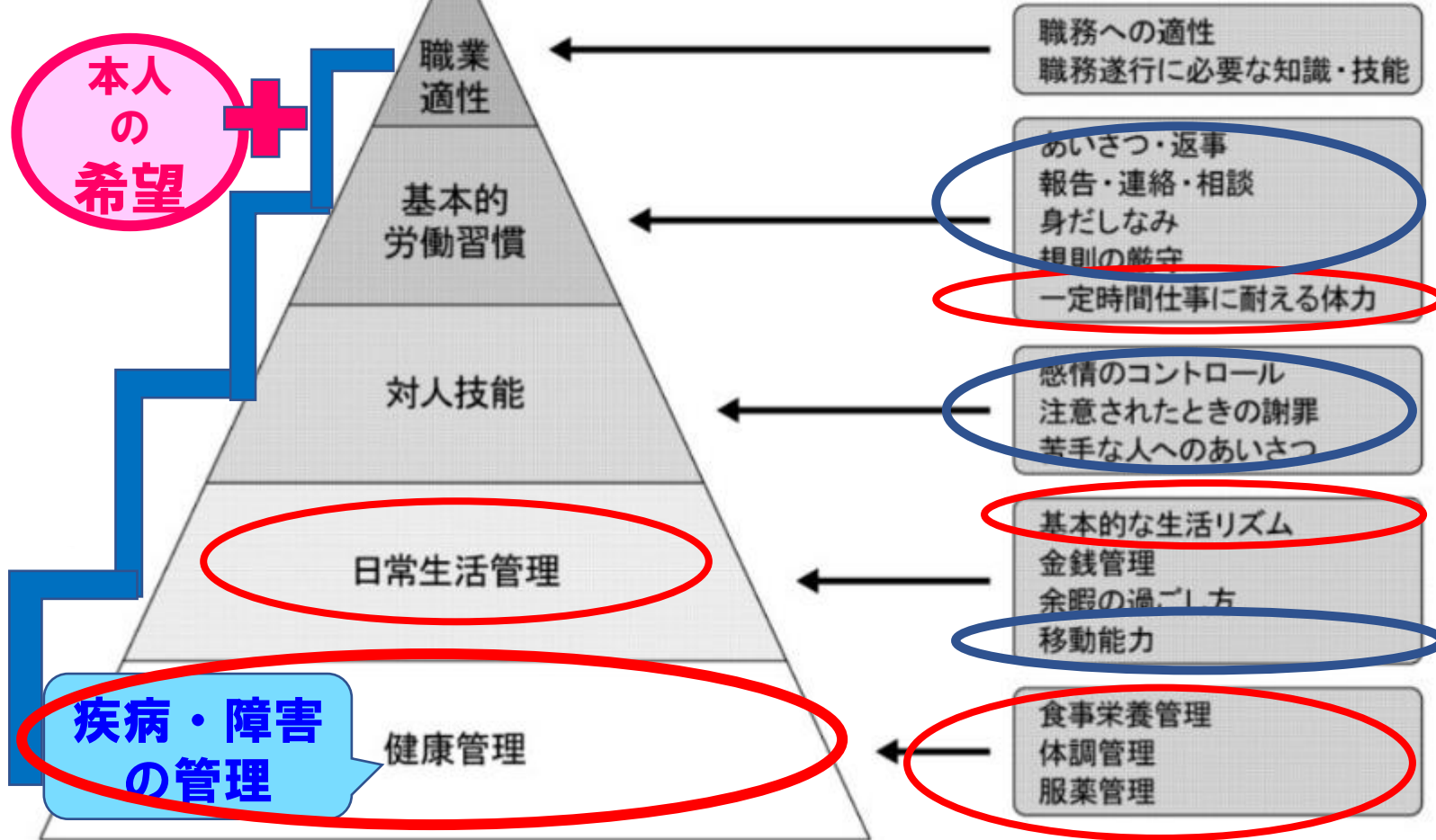


高校の先生



# 本人を中心とした 医療と教育の連携による就職支援の深化

職業準備性のピラミッド



就職準備状況を共に確認

こどものために  
新しいつながりを

